

多摩市教育委員会後援名義使用の概要について

1. 承認審査の根拠となるもの

- ・多摩市教育委員会後援名義使用承認に関する取扱要綱

2. 後援（第2条）

団体等が主催する事業の趣旨に、多摩市教育委員会が賛同することを「後援」といいます。「後援」以外は、承認できません。

3. 名義（第3条）

使用を承認する名義は「多摩市教育委員会」のみです。その他の名義は承認できません。

4. 申請に必要な書類等 ※①～⑤は必須です（第7条）

- ☐ ① 多摩市教育委員会後援名義使用承認申請書（第1号様式）
- ☐ ② 事業計画書
- ☐ ③ 事業予算書
- ☐ ④ 団体等の規約等主催者の存在又は基礎を明らかにするもの
- ☐ ⑤ 役員その他事業関係者の住所等身分を明らかにするもの（役員名簿等）
- ☐ ⑥ その他、多摩市教育委員会が必要と認めるもの（前回実施時のチラシ等）

5. 申請時期（第7条）

- ・上記4の「申請に必要な書類等」をすべて揃えて、名義使用開始（[例]チラシに印刷する）の **30日前まで**に、多摩市教育委員会に提出しなければならない。

6. 承認の基準（第4条～第6条）

■ 団体等について（上記①・④・⑤・⑥により審査します）

- ・名義を使用することができる団体等は、次のいずれかです。

- (1) 官公庁等の公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 福祉団体、ボランティア団体又は民間非営利組織（NPO）
- (4) 社会教育関係団体
- (5) 学校、学校の連合体又は学術・文化研究団体
- (6) コミュニティ団体、保健医療団体
- (7) 防災組織、環境団体又はこれらに準ずる団体
- (8) その他、事業内容から特に多摩市教育委員会が認めた団体及び個人

■ 事業内容について（上記①～⑥により審査します）

- ・承認される事業は、次の(1)から(7)までのすべてに該当するものです。

- (1) 多摩市教育委員会の教育目標、教育方針及び施策に反しないものであること。
- (2) 事業内容が、明らかに教育、学術、社会教育等の普及及び振興に寄与する又は多摩市教育委員会が奨励する必要があると認められるものであること。
- (3) 団体等が参加者等から徴収する**入場料、出品料、参加料等**（以下「入場料等」という。）は、無料又は事業に要する必要経費の範囲内であり、社会通念上相当な額であること。（小・中学生を対象とした事業の入場料等の経費徴収限度については、概ね**2,000円程度**とする。ただし、宿泊を伴う事業等は除く。）
- (4) 公共性があると認められるものであること。
- (5) 事業規模が、多摩市全体又は広い地域を対象とするものであり、広く一般に開放されるものであること。
- (6) 主催者の存在や基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであり、かつ役員その他事業関係者が、信用し得るものであること。
- (7) 開催・開設の場所が、公衆衛生・災害防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。

7. 承認（第8条）

- ・審査の結果、承認の決定をした場合は、「後援名義使用承認通知書（第2号様式）」を交付します。

8. 承認に付される条件（第8条）

- (1) 名義使用は、申請された事業につき使用するもので、印刷物に表示する場合には、事業に直接必要なものに限りします。
- (2) 人的及び金銭的負担は、一切行いません。
- (3) 事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任は一切負いません。
- (4) **パンフレット、ポスターその他印刷物等に後援の旨を表示する場合は、事前にその内容を提出してください。**
- (5) 承認した事業計画に変更が生じた場合は、速やかにその内容を届け出てください。
- (6) 名義使用に際し、取消事項に該当する行為があるときは、承認を取り消す場合があります。
- (7) **事業終了後、速やかに事業実績報告書及び決算報告書（様式は任意）を提出すること。**

9. 承認期間（第3条）

- ・承認した日から当該事業終了までです。長期にわたるものは**3ヶ月を限度**とします。ただし、作品の募集等に相当期間を必要とする等、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りではありません。

10. 不承認（第9条）

- ・審査の結果、不承認の決定をした場合は、「後援名義使用不承認通知書（第3号様式）」を交付します。

11. 事業実績報告（第11条）

- ・事業終了後、速やかに事業実績報告書、決算報告書及び多摩市教育委員会が指示する書類を提出してください。
- ・「多摩市教育委員会」が後援している旨の表示をしたチラシ（現物）やポスター（掲出の様子がわかる写真）等は全て提出してください。
- ・関係機関（消防署等）へ届出をした場合は、届出書の写しを提出してください。

12. 承認取消（第10条）

- ・承認を受けた団体等が、次のいずれかに該当する時は、「後援名義使用承認取消通知書（第4号様式）」により、承認を取り消します。
- ・承認の取消しを受けた団体等は、別に定める期間、名義使用の承認を申請することができません。
 - (1) 虚偽の内容により申請をしたとき。
 - (2) 承認した事業内容等が事実と相違するとき。
 - (3) 第4条若しくは第5条の規定に違反し、又は第6条の規定に該当するに至ったとき。
 - (4) 当該承認名義を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたとき。

13. その他

- ・「多摩市教育委員会」の名義を無断で使用した団体等に対しては、警告（口頭又は書面による警告）を行う等、必要な措置を講ずるものとします。

14. 申請等窓口

- | | | |
|-----------|-------------|--------|
| ・教育振興課 | ・学校支援課 | ・教育指導課 |
| ・学校給食センター | ・公民館（永山・関戸） | ・図書館 |

15. 問合せ先

多摩市教育委員会 教育振興課
〒206-0025 東京都多摩市永山 1-5（ベルブ永山 4 階）
☎042-338-6872



市公式ホームページにも様式を掲載しています。ご利用ください。

多摩市教育委員会後援

検索